

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年12月23日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

学習センター天井修繕

2 履行場所

横浜市金沢区並木3丁目4番1号
横浜市立並木中学校

3 契約日

令和6年10月24日

4 履行日又は履行期間

令和6年11月1日

5 契約金額

186,120円(税込)

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市南区共進町1-1
アスト工業株式会社

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

学習センター天井の一部がはがれ、落下の危険があることを発見した。当該箇所は特別教室の入口に面しており、早急に対応しなければ、天井材の落下による生徒の健康状態に支障が生じる恐れがあることから、緊急契約での作業を実施した。

8 契約の相手方の選定理由

有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。

9 所管

横浜市立並木中学校